

別表（第 8 条関係）

区分	サービスの種類	1 単位の単価	単位数
第 1 号訪問事業	予防専門型訪問サービス	10 円に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号。以下「単価告示」という。）に定める名古屋市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	<p>（1 月あたり）</p> <p>イ 予防専門型訪問介護費（Ⅰ） 1, 168 単位</p> <p>ロ 予防専門型訪問介護費（Ⅱ） 2, 335 単位</p> <p>ハ 予防専門型訪問介護費（Ⅲ） 3, 704 単位</p> <p>イ、ロ、ハについては、介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している事業所は所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数とする。また、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数とする。</p> <p>ニ 初回加算 200 単位</p> <p>ホ 生活機能向上連携加算 100 単位</p> <p>へ （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 48 に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （2）により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （2）により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>

	生活支援型訪問サービス		<p>(1月あたり)</p> <p>イ 生活支援型訪問サービス費 (I) 844単位</p> <p>ロ 生活支援型訪問サービス費 (II) 1,688単位</p> <p>ハ 生活支援型訪問サービス費 (III) 2,532単位</p> <p>ニ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 20単位</p>
第1号通所事業	予防専門型通所サービス	10円に単価告示に定める名古屋市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 予防専門型通所介護費 (I) 1,647単位</p> <p>ロ 予防専門型通所介護費 (II) 3,377単位</p> <p>イ、ロについては、利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数とする。</p> <p>ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位</p> <p>ニ 同一建物居住者等減算</p> <p>(1) イを算定する場合 376単位</p> <p>(2) ロを算定する場合 752単位</p> <p>ホ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>ヘ 運動器機能向上加算 225単位</p> <p>ト 栄養改善加算 150単位</p> <p>チ 口腔機能向上加算 150単位</p> <p>リ (1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位</p> <p>ヌ 事業所評価加算 120単位</p> <p>ル (1) サービス提供体制強化加算 (I) の1イを算定する場合 72単位</p>

			<p>ロを算定する場合 1 4 4 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (I) の 2</p> <p>イを算定する場合 4 8 単位</p> <p>ロを算定する場合 9 6 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>イを算定する場合 2 4 単位</p> <p>ロを算定する場合 4 8 単位</p> <p>ヲ (1) 介護職員処遇改善加算 (I)</p> <p>イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II)</p> <p>イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 22 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III)</p> <p>(2) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)</p> <p>(2) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>
	ミニデイ型通所サービス		<p>(1月あたり)</p> <p>イ ミニデイ型通所サービス費 (I) 1, 371 単位</p>

			ロ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算	20 単位	
			ハ 介護予防改善加算	50 単位	
	運動型通所サービス		(1 回あたり)		
			イ 運動型通所サービス費	230 単位	
			(1 月あたり)		
			ロ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算	20 単位	
			ハ 介護予防改善加算	50 単位	
			二 評価加算	230 単位	
備考					
<p>1 日割りについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成 27 年 3 月 31 日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡）」により算定を行う。</p> <p>2 予防専門型訪問サービスのへ、予防専門型通所サービスのル及びヲに規定する加算に係る費用の額については、第 10 条に規定する支給限度額の算定対象外とする。</p> <p>3 利用者が一の指定第 1 号訪問事業所において指定第 1 号訪問事業を受けている間は、当該指定第 1 号訪問事業所以外の指定第 1 号訪問事業所が指定第 1 号訪問事業を行った場合に、第 1 号訪問事業費は、算定しない。</p> <p>4 利用者が一の指定第 1 号通所事業所において指定第 1 号通所事業を受けている間は、当該指定第 1 号通所事業所以外の指定第 1 号通所事業所が指定第 1 号通所事業を行った場合に、第 1 号通所事業費は、算定しない。</p>					